

1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	高等職業訓練促進給付金の支給		
根拠法令及び条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第2項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業実施要綱 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成22年2月1日	審査基準 最終変更年月 日	平成28年4月1日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間() <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第3号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	こどもみらい部 子育て応援課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

[別紙]

○那覇市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業実施要綱（抜粋）

（支給対象者）

第2条 訓練給付金の支給対象者は、市内に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で、現に児童（20歳に満たないものをいう。以下同じ。）を扶養しているものをいう。）であって、次の各号の要件の全てを満たすものをいう。ただし、父子家庭の父にあつては、平成25年4月1日以後に修業を開始した者に限る。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている又は、同様の所得水準にあること。
- (2) 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- (4) 過去に訓練給付金の支給を受けたことがない者であること。
- (5) 中央職業能力開発協会（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第52条に規定する中央職業能力開発協会をいう。）が実施する緊急人材育成支援事業における訓練・生活支援給付金その他訓練給付金と趣旨を同じくする給付を受けていない者であること。

（対象資格）

第3条 訓練給付金の支給の対象となる資格は、次のとおりとする。

- (1) 看護師又は准看護師
- (2) 介護福祉士
- (3) 保育士
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) 歯科衛生士
- (7) 美容師
- (8) 社会福祉士
- (9) 製菓衛生師
- (10) 調理師
- (11) その他市長が特に認める資格